

公務災害補償等認定委員会 会議録

1 日 時

平成28年10月27日（木）午後4時から4時30分

2 場 所

埼玉県庁本庁舎3階 総務部会議室

3 出席委員

委員長 平原 興
委員 廣澤 信作
委員 東條 比呂司
委員 町田 明美
委員 根本 純子

4 議事の要領

<事案1>

○委員

- ・ この事案について、質問等はあるか。
無ければ一点確認だが、調査票の配布を終えて事業所から出てきたとのことであるが、その事実については事業所にも確認しているのか。

○事務局

- ・ 対象の事業所を、後日、担当の職員が訪問いたしまして、調査票の配布をしたという事実と、転倒した後の現場を視認したということを確認しています。

○委員

- ・ 認定そのものの話ではないが、膝のけがの治療がやや長引いているように思われるが、どう考えるか。

○事務局

- ・ 転倒した際、車止めに躓いて勢いづいて転んでしまったということがあり、それなりに激しい衝撃があったものと思われます。そのため、負傷の程度も大きくなり、長めの加療期間を取っているものと考えており

ます。

ただ、過剰な診療である場合は、当然、補償の対象として見られるのかどうかという検討が必要になります。この点につきましては、本日御認定頂けるようでありましたら、補償を行っていく上できちんと精査し、対応していきたいと考えております。

○委員

- ・ 右と左の両膝を負傷するというケースは珍しいと思う。

○委員

- ・ 勢いよく転んだのだろう。

○事務局

- ・ 確かに、膝の打撲は片側のみの負傷というケースがほとんどだと思います。

○委員

- ・ 年齢もそれほどいない方なのに、顔面から倒れたというのは珍しいケースだ。

○委員

- ・ 歯も、中心から両側が折れている。

○委員

- ・ 相当な勢いで。

○事務局

- ・ かなりの勢いだったと思われます。

○委員

- ・ 歯の破折とは、一部が欠けたような形だったのか。

○事務局

- ・ 一部が欠けただけではないようです。

破折した歯は全て抜歯し、現在は仮歯が挿入されておりまして、今後、成形した差し歯を入れていくとのことですので、欠けただけでは

ないという状況です。

○委員

- ・ 川口市立医療センターにおける治療は、抜糸も終わり、治療終了と判断されているのか。

○事務局

- ・ そうです。継続して接骨院に通院しておりますが、事後承諾ですが主治医の了承を得ております。ですので、川口市立医療センターにおける治療については終了しております。

○委員

- ・ 「痛い」という感覚は、本人が訴えると否定のしようがないところがある。

○事務局

- ・ 一般的に、打撲の治療が半年や1年続くということはなかなか考えにくいところがございますので、補償を行う中できちんと対応していこうと考えております。

○委員

- ・ それなりの怪我だったということで、そのあたりはきちんと精査していただければと思う。

主として、この場での意見の対象というのは、公務起因性や公務遂行性があるかどうかということで、公務災害として認めるかどうかということであるが、この点について、意見等はあるか。

○委員

認定してよいと思う。

○委員

- ・ それでは、事案1については、公務上の災害として認められる旨の意見として決定したいと思うが、異議はないか。

○委員

(全員同意)

○委員

- ・ 事案1については、公務上の災害と認められる旨の意見として決定する。

<事案2>

○委員

- ・ この事案について、質問等はあるか。

○委員

- ・ 5月16日に受診した際、レントゲンでは骨に異常がないという診断が出ている。つまり、見た目でわかる骨折ではないということである。

椎体骨折では、円柱型の椎体の前側が折れることが多く、後ろ側が折れることはあまりない。椎体がレントゲンで三角形のように見えると骨折という診断をする。

この職員については、MRIを撮影した上で骨折の診断がなされている。MRIにはT2強調画像という水を白く映す画像があるが、その画像で確認すると、骨には骨折の所見がないものの、骨の内部の骨皮質や骨髄、髄腔、海綿骨がずれて、内部が屈折して見えることがある。骨にも血管が通っており、骨の内部構造がずれた結果、骨の内部で出血することがある。そうすると、骨の内部がT2強調画像で白く、はっきりと映る。その所見に痛みを伴う場合は、見た目のはっきりした骨折ではないが、骨折があるという診断をする。

つまり、MRIにより、見た目は変わっていないけれども、血管が骨の内部で切れて出血した所見がみられれば、そのようなものも椎体骨折という診断をする。

何でもないと思っけていても、実は骨折があったということで、よくトラブルの原因にもなるとのことである。

○委員

- ・ 今のお話だと、骨の内部がずれ、血管が傷ついたことによる内出血がみられるという所見がMRI上把握できるということであれば、時間の経過とともに出血した血液が吸収されてしまうなど、所見が変わってきってしまうことになるから、比較的近い時期の骨折であるということもある程度認識できるということによいか。

○委員

- ・ 例えば脳梗塞でも、発症から24時間程度だと所見が出ないが、1日以降経ってくると、出血があれば白く映るので、そのことで認識ができる。

○委員

- ・ 被災が5月15日であり、その際強い痛みがあったもののレントゲンでは所見が現れず、それから約1週間弱経過後にMRIを撮影したところ、おそらく痛みが続いていたのでそのような検査をしたのだと思うが、その中でMRIの所見が発見されたということとなれば、痛みの起点が本件災害であったということが、医学的にはつながりが見出しやすいということではいか。

○委員

- ・ そのとおりである。
転倒して尻餅をついても骨折はするし、普通の人でも、例えば駅で混んでいるときに他人に押されて、倒れないようにこらえているだけでも折れることはある。
骨は誰でも少しずつ老化していくということである。

○委員

- ・ 余談だが、そのような状況で腰が痛くなった場合、イメージするのは椎間板ヘルニアのような傷病があるが、椎体の骨折が起きている場合もあるということなのか。

○委員

- ・ ある。椎体は本件災害のような状況がなくても、日常生活の上で常に圧迫されている部位である。
椎間板ヘルニアは、椎間板はアンパンのような構造になっていて、内部の髄核が圧迫されることによってだんだん飛び出てきてしまい、飛び出した髄核が神経を圧迫するために発生する傷病である。神経を圧迫するので、前屈みになると余計に圧迫され痛みが生じ、後ろ向きになると痛みが軽減する。MRIを取ると、神経を圧迫している像がみられる。

○委員

- ・ 少し変わったけがであるので、できれば実際に業務にあたっている方に、トラブルになる可能性もあることを伝えていただけないか。熱心だったのだと思うが、あまり、事業所とはいえ、事業主を探しに敷地の奥まで入り込んでしまうのは少し控えていただいたほうが良いかもしれない。

○事務局

- ・ 図で見ていただくと、犬の係留されていたところは、本来、他人が入り込むはずではなかったところでありますので、その点はよく伝えておきます。

○委員

- ・ 本事案についても、このような災害があったということは、事業所に確認しているということによいか。

○事務局

- ・ 事案1同様に、事業主に確認しております。

○委員

- ・ それでは、若干敷地の奥に入り込んではいるが、公務に従事している最中の災害であることは明らかと思われるので、本事案についても公務上の災害と認められる旨の意見としてよいか。

○委員

(全員同意)

○委員

- ・ 事案2についても、公務上の災害と認められる旨の意見として決定する。

5 議決事項

付議案件については、全委員の意見一致により、下記のとおり意見とする。

	意見
事案1	公務上の災害と認められる。
事案2	公務上の災害と認められる。